

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和8年5月19日

廿日市市長 松本太郎



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

マックスバリュ佐伯店

(2) 所在地

廿日市市友田563番地

2 変更した事項

店舗の駐輪台数

(変更前) 27台

(変更後) 18台

3 変更の日

令和9年1月13日

4 変更する理由

前面県道の拡幅に伴う敷地減少のため

5 届出年月日

令和8年5月13日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

廿日市市産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目11番1号）

(2) 縦覧期間

令和8年5月19日から令和8年9月19日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年9月19日

(2) 提出先

廿日市市産業部産業振興課